

法第15条第1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

第2項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

ガイドライン

- ◆利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。
- ◆「〇〇事業(※)における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。
※「〇〇事業」の特定に当たっては、社会通念上、本人から見て合理的に予想できる程度に特定することが望ましい。例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になる。

【具体的に利用目的を特定している事例】

- ・「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」
- ・「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」
- ・情報処理サービスを行っている事業者の場合であれば、「給与計算処理サービス、あて名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利用目的を特定したことになる。

【具体的に利用目的を特定していない事例】

- ・「事業活動に用いるため」、「提供するサービスの向上のため」、「マーケティング活動に用いるため」